

護国山天王寺所蔵の富突関係資料にみる御免富の実態

池田 治司

一 はじめに

護国山天王寺というのは、元は長耀山感應寺尊重院と称した日蓮宗の大寺で、元禄一二年（一六九九）に幕府は同寺を天台宗へ改宗させ、寛永寺の直末としたと伝えられる。その後、さらに天保四年（一八三三）には、日蓮宗恢復を命ぜられるが、寛永寺の威光を背景に抗議した結果、一転して幕府はこの通達を撤回する。この時、山号寺号は日蓮宗に返還したが、これを機に護国山天王寺と改称する。

感應寺は、湯島天神、目黒不動とともに江戸三富のひとつとして有名で、富突興行が盛んに行われた。これは、改宗の時に三八石余の朱印地もあわせて相続したものの、檀家を失って経済的には恵まれず、堂宇の修復に資するために許可されたものである。天保一三年（一八一四）三月、幕府は例外なく富突興行の差留を命じ、経済的危機に

陥った天王寺では、富突再願のために、嘉永二年（一八四九）に以前からの記録をまとめた。これが、「富興行一件記 壹・貳・三」で、平成三年から翌四年にかけて、台東区教育委員会発行の「台東区文化財報告書」として、翻刻刊行されている。¹ この資料をもとに、同寺の富突興行の具体的な手続きや内容について検討したい。ただ、この資料に関しては、既に寛永寺執事長の浦井正明氏がまとめられた成果がある。² 今回はこれらを元にしながら、資料の未紹介部分を中心に検討していきたい。

二 富突のおこり

富突とは現在の宝くじのようなもので、催主より富札を販売し、一定の日に買主を集めて抽選し、定めに従って当選者に賞金を渡すもの

であり、箱の中の木札を錐で突き刺して当たり札を決めることから、富突と称された。

そのおこりは、福富と言われるもので、摂津国箕面山瀧安寺の修正会の富会と言われる。「摂津名所図会 卷之六」の「正月七日箕面富」の絵図には「当つても減る銭金の富でなしみのおひさきを守る神札ぞ」という文句が載る。ここに端的に表されるように、福富とは金を賭けて行なうものではない。「夫木集」に兼隆の「君が代は富突山のさきさきに かかへぞまさる よろつ代までに」という歌が見え、瀧安寺の山号を俗に富突山と呼んだことから歌に収められたと言われる。この「夫木集」の成立年代が鎌倉期まで遡るとい説がある⁴。また『箕面市史』第二卷（本編）⁵では、同寺所蔵の青木重明書状を典拠として、その起源は少なくとも天正年間まで遡及できるとしており、明確ではないものの福富の起源は相当古いものである。

「摂津名所図会 卷之六」によると、瀧安寺では正月一日より七日まで修正会の祈祷があり、七日の満座に富会を催し、諸国より集う人々が、それぞれ木札に自分の名前を書いて唐櫃に入れ、観音堂の前で回してかき混ぜ、箱の小穴から錐で札を突いて、第一の富、第二の富、第三の富と大声で触れる。そして当り札の名前の者に、修正会秘法の御守を授けるのである。靈験あらたかな御守を授かった当選者は、富を逃がさぬように、道中にて宿泊せずに夜通しで家路を急ぎ、また当選しなかった者は、金銭を投じて当選者の札を買おうとした。

賭博性はないが、この形態が後の富突の原型と言える。ただし、文

政四年（一八二二）に至っては、実際に福富興行の折に隠れてお金を賭けたという風聞もあり、風聞ゆえ吟味には及んでいないものの、紛らわしい所作に対する禁令が出ている⁶。

三 御免富の発生とその目的

御免富というのは、寺社が堂宇の再建修理をするために、寺社奉行の許可を得て行う富突興行である。もともと、諸国の古社寺及び徳川家に由緒のある社寺の修繕費は幕府が負担あるいは補助するのが通例であったが、幕府は財政節約のためこれを廃止し、富突はその代替措置として許可されたものである。その嚆矢は京都の仁和寺が幕府の許可を得て江戸護国寺で興行した富突であるというのが近年までの通説であった⁷。また、『大阪市史 第一』⁸には、「御免富」の項に「享保十六年南都興福寺が堀江和光寺境内にて興行せるを嚆矢とす。」として同時期の開始と考証している。

しかし、浦井正明氏は「天王寺（感應寺）富突考」⁹において、感應寺の史料をもとに、「同寺が元禄十二年に正式に寛永寺末の天台宗寺院に改宗した直後に、檀家を持たない同寺が三十八石余の朱印のみではとても広大な境内と伽藍の維持は不可能であるとして、更に百六十二石の加増を求め、都合二百石の朱印を」出願したが却下され、その代わりに直ちに富突興行を申請し、「いわゆる御免富の興行認可を受けたのである」と結論付け、通説の御免富の開始時期が享保一五年から三〇年も遡るとした。さらに、感應寺の富突関係資料の中に同じ寛

永寺末の戸塚村宝泉寺の記録が残ることから、感應寺が当初富突興行の公許を願い出た時に、宝泉寺の富突を手本にしていることがわかるとし、これを御免富に進ずるものと解釈するならば、¹⁰⁾さらにその起源は遡及できると述べている。

四 感應寺の富突興行回数等の変遷

そこで、感應寺の富突興行がどのような頻度で行われていたのか、あるいはその変遷と幕府の対応について、三冊の「富興行一件記」をもとに、包括的に俯瞰してみたい。

まず、寛政九年（一七九七）に感應寺の住職光明院から寺社奉行に宛てて出されている「奉願上候覚」によると、

谷中感應寺は元禄十二乙卯年

常憲院様御代天台宗二御改被

仰出東叡山之末寺二被 仰付

とあり、常憲院すなわち徳川綱吉の治世である元禄一二年（一六八九）に天台宗改宗を命ぜられたことが記されている。これは他の願書の由緒書にも度々掲載されている。

そして、天明三年（一七八三）に幕府からの富突開始年の照会に対して、

谷中感應寺富突興行之儀は最初元禄年中銭富奉願上ヶ年二正五

九月三度充永代富

御免被 仰付年々興行仕候

と答えており、元禄年中の開始時には銭富で、一年に正五九月三度の富興行が許されたことがわかる。

そして、享保一三年（一七二八）に至って、富突停止令が出た折に、感應寺と宝泉寺だけはその由緒から興行を許される。¹¹⁾

前記の天明三年（一七八三）の幕府からの富突開始年照会に対する回答を見ると、

元文四未年寺院為相続金富二相直シヶ年六度充興行仕度段大岡越前守様江奉願上同年八月六日於御内寄合 御免被 仰付年々興行仕候

という記述があるので、元文四年（一七三九）から銭富を金富に変えて、年三度の興行を年六度に改めていることがわかる。

同回答文にはさらに、

延享五辰年三月二日寺院不残類焼二付為再建毎月富興行仕度段同

年五月二日大岡越前守様江奉願上同十八日於内寄合十ヶ年 御免

被 仰付其後毎月突富興行仕候十ヶ年目二年延奉願上候而段々相

続仕候事

とある。すなわち、延享五年（一七四八）に感應寺が火災に遭い、再建のために毎月興行を願い出て公許されている。これについては、十ヶ年ごとに年延願を提出して相続することになった。

延享五年から十年後と言え、宝暦八年（一七五八）ということになるが、「富興行一件記三」には「宝暦七年十二月富七ヶ年年延願書鳥居伊賀守様江差上候所御役人瀧山族殿御請取被成候」と記され、こ

の年から七年ごとの年延願提出に変わっている。しかし、毎月興行には変更はなかったようで、明和元年（一七六四）には、宝暦八年から七年目となる翌年から七ヶ年、安永元年（一七七二）までの年延願を提出している。

次に興行回数が記録に表れるのは、安永三年（一七七四）二月の寛永寺法事による同月の定期興行日延引願で、「谷中感應寺毎月一八日富興行仕候」とある。つまり、安永元年以降も年延願が認められ、毎月興行が許されていたわけである。ところが、翌安永四年（一七七五）に次のような年延願が出されている。

谷中感應寺富興行年延願之通當未七月分來ル已六月迄中年十ヶ年之間

御免被為 仰付難有仕合奉存候然ル處最早當月は日柄も無御座候
二付何卒當未八月分來ル已七月迄中年十ヶ年興行仕候様被為 仰
付被下置候様奉願上候以上

ここでそれまでの年延願の間隔が大きく変わる。つまり安永元年から三年後に今度は十ヶ年の興行延引を願ひ出て許可されている。この年延願にはその理由に関する記述はない。

しかし、寛政七年（一七七五）一二月の願書の覚書を見ると、「有徳院様御代格別ニ富興行 御免之由申傳候去ル亥年以前七ヶ年二三度之富 御免之段一旦被 仰渡其後一向御差留ニ被 仰付候」とあり、徳川吉宗の改革で停止令が出た折にも、その由緒から特別に富突が許可された経緯があるにもかかわらず、寛政三年（一七九一）亥年に年

三回の富興行に抑制され、その後差留を命ぜられたことがわかる。この時の願書では、従前どおり十ヶ年間毎月興行の許可を願ひ出ている。同じく同年一月二二日の覚書にも次のような記録が載る。

明和九年辰年之類焼ニ而毎月富興行奉願候義ニ御座候所去ル亥年
今丑年迄三ヶ年間春夏秋冬三度之興行可仕旨被 仰渡其後ハ不相
成候旨牧野備前守殿ニ而被仰渡候

つまり、寛政五年（一七九三）までの三ヶ年間は年三度の興行が許されたが、その後差留を命ぜられたのである。その理由として、前記の願書には差留の経緯の記述に続けて「寺社奉行所ニ而留守居之僧江御尋之儀御座候處先年今格別之筋ニ而 御免之譯合不心付不調法之申上方も有之候故一向御差留ニ被仰渡候様申儀ニ御座候」と記している。つまり、奉行所留守居の僧が言うには、格別の取扱いを心得ず、「不調法之申上方」があつたので差し止められたのであろうとのことである。しかし、この間がちょうど寛政改革の時期に当たることから、その影響は看過できないと言える。

その後、再三の富突復活願と幕府からの照会の応酬があり、寛政十年（一七九八）二月二七日に至って、「先般被願上候毎月富突之儀難被 仰付十ヶ年間正五九月三度興行被 仰付候」という判断が下る。寛政十年から十ヶ年後と言えば、文化五年（一八〇八）ということになるが、文化四年（一八〇七）卯年に確かに願書が出ており、次のように許可が下りている。

此度願之通十ヶ年間正五九月三度富興行 御免被 仰付難有仕合

奉存候右ニ付来ル申廿六日今富札差出度候此段御届申上候尤以来
は前々之通富興行翌十九日今差出申候定書以前之通仕度候別紙并
先例書一通奉伺候以上

卯 十一月

護法院 印

寺社

奉行所

つまり、これに従えば、文化五年から文化一四年（一八一七）までは
正五九月の年三回興行ということになる。¹²それを裏付けるように文化
一三年（一八一六）一一月には、仁王門再建堂坊修理のために翌々寅
年（一八一八）から十ヶ年間の年三回興行の御免願が出されており、
翌年一二月に許可が下りている。

その後、満期を待たずして文政四年（一八二二）に山内衰弊を訴
え、また寛永寺富興行の場所が平川竜眼寺へ移転したことを理由に、
毎月興行の御免を願ひ出ている。これに対して、文政五年（一八二
二）四月に松平周防守から毎月興行が同年より十ヶ年間の期限にて許
可された。これが満期となる天保三年（一八三二）には、前年二月願
い出の継続願が御免となっている。

冒頭でも記したとおり、次の十ヶ年が満期となる天保一三年三月、
幕府は例外なく富突興行の差留を命じ、ここで感應寺（この時期は天
王寺に改称）の富突興行も終焉を迎えた。

五 感應寺の富突興行の内容

(1) 仕法

札料等の仕法とその変遷については、前記浦井正明氏の論文¹³で明ら
かにされているのでここではそれを主とした解説は控えるが、仕法の
概略と仕法書の疑問点を中心に簡単に記しておく。

感應寺の宝金仕法は至ってシンプルで、文政六年（一八二三）以前は
全部で五〇回富札を突く。そのうち一番目、二番目、三番目、五〇番
目（突留）の当りは賞金が大きく、次のとおり。

第一之富一金百両

第二之富一金二十両

第三之富一金十両

突留之富一金五両

これらの富に当たった場合、その一割は奉納金として感應寺に納め、こ
の時には院代役人立会いのうえ奉納する。それ以外の四六枚の札は、
花富といって金式分の宝金が出る。これに関しては奉納金がなく、満
額の引渡しとなる。宝金の引渡しは当り札を感應寺に持参し、札の割
印を確認のうえ渡す。引渡し期間は、興行の翌日から次の興行日まで
の朝五ツ時から夕七ツ時の間で、これを過ぎると受取りに応じないこ
とになっていた。

文政六年以降の宝金仕法は若干複雑となり、次のとおりである。

第一之富一金百両

第二之富一金二十両

第三之富一金十兩

第十番之富一金一兩

第二十番之富一金一兩

第三十番之富一金一兩

第四十番之富一金一兩

第五十番之富一金十五兩

第六十番之富一金一兩

第七十番之富一金一兩

第八十番之富一金一兩

第九十番之富一金一兩

第百番之富一金五十兩

花富（八十七本）一金二分

他社寺の場合、時代が下がるにつれて射幸心を煽るように富仕法が派手になり、札に十二支、春夏秋冬、松竹鶴亀、東西南北、いろは、花鳥風月などの印が入る。こういった印別に一定数の同じ数字が振られ、印違い同番の当たりも出るのである。こうなると札数も万単位になる。しかし、感應寺の富札には印はなく、現在の前後賞にあたる兩袖や又袖といった区分もない。花富として一律の宝金を出しているのみである。

年間興行回数については、前述のとおりであるが、仕法としての重要な変更点は札料の変更とそれに伴う札数の変更、及び宝金仕法である。感應寺の場合札料は元文四年（一七三九）に金富となつてから、

文政六年の仕法替まで、金一分と変更はなく、高額である。それ以後天保一三年（一八四二）の停止令まで、札料は金二朱に半減している。札数は文政六年の札料の切り下げに伴って、千枚から二千七百枚に増え、さらに天保三年（一八三二）には三千枚まで増加した。文政六年の仕法替えの時、この札数の増加に準じて木札の寸法についての変更届けも出している。それは、「札数相増候二付箱江入振候節是道之寸法二而は廻り兼候」という理由によるもので、従来は竪二寸五分、横一寸三分、厚さ二分余のところ、竪二寸二分、横一寸、厚さ二分余となり、これを八月一八日の興行時より用いるとしている。なお、売出しに使う紙札は従来同様竪五寸二分、横一寸六分と記している。また、八月一八日の興行終了後には検分結果の内容として木札一枚の目方まで届け出ており、それによると檜板で一枚一匁五分四厘余である。

護国山天王寺には、「富興行定書」（板額）が残る。これは興行時に本堂の外側にかけて使われた仕法書である。これには文政六年七月の年号が記載されているにもかかわらず、署名は「天王寺知事」となっている。天保四年（一八三三）に感応寺は幕府から日蓮宗恢復を命ぜられ、寛永寺の威光を背景に抗議した結果、一転して幕府はこの通達を撤回し、この時山号寺号は日蓮宗に返還したが、これを機に感応寺は天王寺と改称した。この経緯からすると、文政六年に「天王寺知事」名で定書が残るのは、矛盾がある。

これについては、『台東区文化財報告集第十三集 富興行一件記

Ⅱ』の解題において、浦井正明氏が「この板額寺号が天王寺と変わったことよって造り替えられたもので、その際文政の年次については現行の仕法が定められた年としてそのまま記載されたものと見ることができよう。」としている。

確かに文政六年七月には、札料を金一分から金二朱に半減しているが、札数は一千枚から二千七百枚まで増やしているのみで、「富興行定書」(板額)に記されている三千枚となったのは、天保三年になってからのことである。札数の変更は重要な仕法替には当たらないとも理解できる。というのは、文政六年の仕法替の願書においても、具体的な仕法例の前の本文には「拙寺斗富札料高料にて人氣二相応不仕候哉此節売捌甚六ヶ敷毎月残札多分御座候而寺院相続之助成ニも難相成実ニ難涉仕候依之乍恐別紙書面之通仕法替富札料下料ニ相直シ売捌仕度奉願上候」とあり、札数に関しては言及していない。札料が値下がりするのであるから、寺の収入総額のバランスの上で、札数の増加は言わねばならないことであつたのかもしれない。また、宝金仕法が変わらないのであれば、札数が多くなるほど当たる確率は低下するので、興行主にすれば、最近になって札数を増やしたという印象を富札の購買者に与えないほうが得策と考えたともいえる。

(2) 興行前の手続き

富突興行は、前記のとおり七年や十年などの許可年限が決められており、年限が満了する前に寺社奉行宛に再度願い出を行って、許可を

得なければ継続できない。感應寺の場合は、由緒が古いこともあって、ほとんど途切れることなく興行が認められていたが、寛政年間に一度だけ途切れた期間があつた。これは、改革のために規制が強まったことの影響によるものと考えられるが、このような節目には幕府とのやりとりの記録も詳細を極めている。この時の復活後には興行回数も従来の毎月興行から年三回興行に抑えられている。この記録をもとに、許可後興行までの手続きについて検証してみたい。

① 許可願

まず、寛政年間の交渉経緯について、略記する。寛政二年(一七九九)一二月一八日付けにて、従来の毎月興行が翌年から年三回に抑制されて許される。しかし、その二年後の寛政五年(一七九三)に一旦許可された年三回興行が一転差し止めを命じられる。その理由については、「感應寺の富突興行回数等の変遷」の項で記したとおりである。また、もしそれ以外に興行規制の要素として考えられるとすれば、前年の寛政元年に感應寺門前水茶屋町の與惣次他二一人が隠富をしていたことに関する事件である。この時、感應寺留守居性空も取締不行届きのため逼塞を命じられている。

いずれにせよ、この願書を寺社奉行所へ持参したところ、他からの願書であれば直ぐに返却するところであるが、感應寺は格別の由緒があるので、預け置いて追って奉行へも上申すべく申し聞かされたところをみると、この時期の差留は、改革の影響が大きかったと考えられる。紆余曲折の末、寛政十年(一七九八)二月二七日に幕府よりやつ

と富突興行が許されたが、毎月興行は難しく、正五九月年三回の興行であった。

また、文政四年（一八二二）の許可願の記録を見ると、願書に続けて次のような記述がある。

一、四月十二日寺中一統參上富一件願書爲讀聞候處難有仕合奉存候旨一統口上

一、同十六日年行事呼出申達右此間達申候願書近日御奉行所江差出二付來ル十八日今先規之通百日之間於本堂御祈禱執行可被成候尤開關中日結願は院家出仕有之候事

これを読むと、願い出の前に支院の一統を集めて、願書を読み聞かせ、数日において本堂で百日間の祈禱を行い富突の許可を祈願するのが慣例であったようだ。

②興行許可の御札

興行許可後、まず三月四日に願書に添簡を依頼した上野（御門主の寛永寺）執當衆に次のような書付を差出して御札に参上している。

此度富突之儀於寺社御奉行所被 仰付先達而 御使被成下偏 御威光故与難有仕合奉存候

次に寺社奉行所へも先例に従い品物を仕立てて御札に参上するが、この時は時節柄受取りにくいということで、口上御札のみで品物は返品となった。ちなみに、先例の天明五年（一七八五）一二月の富興行御免の遺物は次のとおり。

一、縮緬 三疋

阿部備中守殿

一、白銀 三枚宛

同家寺社役三人

また、この時は見合わせているが、上野執當衆に対しても遺物の慣例はあった。文化一四年（一八一七）の年三回興行許可時には、次のような内容で献上を行っている。

一、献上 白銀三枚

一、両院 貳 枚

一、手替衆 三百疋

一、院代 百 疋

③興行日及び興行仕法の願い出

次に三月付にて、来る五月一八日の興行について、興行の仕法書を添えて寺社奉行所宛に願書を出している。この時に三月一八日から富札を売出すことについても、あわせて願い出ている。しかし、奉行所より回答が出たのは三月二五日で、翌二六日から富札売出しとなった。

④広告の掲示

三月二六日に表門へ次のような板札を掲示して興行の広告をしている。

正月十八日 取次等二而ハ札一切

五月十八日 富興行

九月十八日 出し不申候

「取次等二而ハ札一切出し不申候」とあるのは、仕法書においても札の売出しは本堂において行うことになっているからである。¹⁴⁾

この時の興行では、久しぶりであったこともあってか、興行日の一ヶ月以上前の四月一日に富札が売り切れた。このため、売出場所の本堂向拜柱台所門にその旨を半切紙に書いて張り出している。しかし、通常は売れ残ることの方が圧倒的に多い。他寺社の場合、この危険を防止するために寄札高に応じて富金を割引く旨を予め明記していることもある。そのため、札の発売を興行三日前で打ち切り、寄札高に応じた各賞金額を興行場に掲示する場合もあった。¹⁵⁾

⑤ 検使派遣願

興行日の前日寺社奉行へ検使派遣願を次のような書面で依頼している。

明十八日富突定日ニ付興行仕度候御差支も無御座候ハ、御検使之儀奉願上候以上

これに対して、奉行所からは、門主を通じて申出るように達せられる。

(3) 興行時の手続き

① 開始前

さらに、寛政時の動向を追ってみよう。当日はまず本堂に二・三の高盛御膳の蒸干両種の菓子と御茶御神酒を供える。九ツ時に奉行所より検使が入来し、接待は固辞されているため、酒食などは振る舞わず、「茶多葉粉一通差出候事」と記されている。

その後、九半時大般若経を出勤の僧が転読する。通常は十口である

が、この時は出勤やむを得なかった僧がいて一二口となった。それが終わると、検使役人が許可後初めての興行ということで、喧嘩口論火の元、紛らわしき附札や隠富などに関する注意事項について書付を以て嚴重に申付がある。

② 興行

興行は、様々な役割分担のもとに行われる。この部分は、前記の浦井正明「御免富―その不正と事故―」（西山松之助編『江戸町人の研究』を参考にまとめてみる。

文政六年の興行記録を見ると、「札突」「札讀」といった役僧の名が記されている。この二つは主要な役どころであったと思われる。さらに、「興行前の手続き」に例示した寛政十年五月一八日の興行記録には、「札披露」「突手」「讀手」の三役と検使一人の名前のほか、「名主三人行事等古例之通也」と記されている。

それ以外に、天保七年（一八三六）の贖札事件の記録によると、札書役が有力者から頼まれて無届けで富札の書き増しを行っている。このことから、富札は、容易には偽造できないように、特殊な書体を書くことができる特定の人物に制作を依頼していたと言える。

また、文化八年（一八一）八月一八日の感應寺での富突では、三之富まで突き上げられ、通例により「富掛之者兩人」が箱を振り動かす、中の富札を混ぜていたとき、掛銅が外れて二・三枚の札がこぼれ落ちるといふ事故が起きた。興行終了後検使役人が留守居に聞いたところ、「富突之僧富箱蓋口掛銅無相違掛候与相心得札振交候兩人如何

振交候處掛銅しかと相掛り不申候義与奉存候全双方行不届不調法之段
 幾重にも奉恐入候（傍点筆者）」と答えている。前記浦井氏の論文で
 は、「ここに言う双方とは、掛銅を担当する富役の僧と、札（箱）の
 振交ぜ役の両者のこと」とし、寺側に「掛銅役」や「振交ぜ役」の僧
 がいたとしているが、この両者のうち「箱蓋口掛銅」を掛けたのは
 「富突之僧」であるから、その僧を含めて振交ぜ役としても一人の
 僧が関わっていたのか、あるいは振交ぜ役の僧として「富突之僧」と
 は別に二人の僧がいたのかという点はこの記録を読む限りでは明らか
 ではない。しかし、事故後の検使役からの申渡しによると、「札振交
 七兩人」への振交ぜについての注意と「富突之僧」への掛銅につい
 ての注意は別記されているので、前文では「札振交七兩人」と「富突之
 僧」を「双方」と記していると見るのが妥当であろう。

浦井氏は、「札二枚突上がり事件」や「当り札読損ない事件」など
 の記録に関しても説明されている。享和四年（一八〇四）と文化九年
 （一八一二）に起きた札二枚突上りのケースは、穂先の札を捨て、
 錐元の方の札を当たり札とする、文政五年（一八二二）に起きた当り
 札読損ないのケースは、最後まで突いてから、再度当たり札を読み直
 すという処置がとられている。¹⁶ 「札二枚突上がり事件」については、
 寺中の「仕来之通」処置したが、終了後検使出役から、報告の上処置
 するように命じられた。この事件がきっかけかどうかは定かではない
 が、「巳十月」付けで次のような記録が残る。

口上覚

富興行之節以来は一之富其外廉立候分突候節は錐三方江載突
 當候札江は一切手ヲ付不申御検使江御見分ニ奉入候様被 仰渡奉
 畏候依之

一之富

二之富

三之富

五拾番之富

百番突留

メ 五本

右之分突上候節錐之儘讀上ケ三方江載御検使御検分ニ入錐之儘止
 面江懸置候様仕度此段御聞濟被成下候様奉願候以上

これによると、宝金の張る出札は、手を触れず錐で突いた状態のまま
 三方に置いて検使の検分を仰ぎ、正面に置いておく決まりになつてい
 たようだ。¹⁷

(4) 興行後の手続き

①祝儀

再び寛政十年五月の興行記録に目を戻すと、興行後の翌日には祝儀
 の記録がある。寺中六ヶ坊へ七兩二分をはじめ、関係者に金百疋、金
 二百疋、南鐐一片、鳥目六百文、同二百文などを配っている。しか
 し、検使に配る白銀五枚は奉行所からのお断りにより、翌年秋富まで
 見合わせる事となった。また、文政五・六年になると、寺中年行事

への祝儀には金銭の外に富札が配られている（文政五年—十八枚、文政六年—三十枚）。

② 富札売出

通常富突の翌日から次回興行の富札が売り出される。しかし、寛政一一年九月の記録には、翌日の早朝から札買いの群衆が先を争って押しかけ、怪我や喧嘩の恐れもあるので、一八日の富突興行終了後に検使出役に札数を確認願ったうえで販売したいという願いが出されているが、出役の手間もかかるので、願い下げを言い渡されている。

③ 宝金受取

浦井氏の「御免富——その不正と事故——」にも書かれているが、富札の受けとり遅れにより定書に従って宝金の差し出しを断ったことによる事件も起こっている。

天保三年（一八三二）二月十八日の富突興行の際の札を、小石川上富坂町の金次郎店の彦兵衛が、同じく春日町の忠兵衛店の三次郎から買い受け、その時生国上総国羽生郡長楽寺村の伯父が病氣と聞き、駆けつけた。その伯父は三月下旬に亡くなり、看病中に自分も同じ病氣になって、漸く帰府したところ、富札の節当り（おそらく第五十番富）に気付き、五月四日になって宝金の受取りに来た。病身により薬代にも難渋しているという。寺側は仕法どおりに次回興行日までという受取りの定日遅延により申し出を辞退したところ、訴訟になった。寺社奉行の裁定によると、彦兵衛は困窮の身であるから、感應寺の方

へは重々詫言を入れ、少々の合力金でも戴きたいと申し出るように申し渡すので、そのとおり彦兵衛が詫言に來たら、少々の合力金をやっで欲しいとのこと、寺側は彦兵衛に結局金一両を差し出している。ちなみに、第五十番富の宝金は金二兩二分であり、仕法違えにもかかわらず、彦兵衛は本来の宝金の四割にあたる合力金を受け取っている。

以上、感應寺の富突興行の内容について、三冊の「富興行一件記」をもとに経過を追うかたちで、疑問点も含めて整理してみた。

六 幕府の観点

最後に、幕府の感應寺富突興行に対する見方について簡単に私見を述べたい。

先に見たように、感應寺は元禄年間より度重なる富突の継続願いをもって、天保一三年（一八四二）三月に例外なく富突興行の差留を命じられるまで、寛政年間を除いては興行を続けてきた。その願い出の際の由緒書きに必ずと言っていいほど引き合いに出されたのは、享保一三年（一七二八）の富突停止令により新規富の寺院は遠慮逼塞を仰せ渡された中で、感應寺はその由緒によって引き続き興行が許可されたことである。実際、歴史から見ても、由緒があるのは事実であるが、一方で寛政年間の興行願いの交渉などを見ると、幕府側の感應寺の富突興行に対する不認識も窺える。

例えば、寛政八年（一七九六）十一月二〇日には寺社奉行より、元

文中より寛政五年（一七九三）まで四〇年余も興行のことであれば、三度の定富引上年限余ほど残っているのではないかということ、その委細をただし、書類で提出することを命じられている。実際には翌日感應寺側からの応答にあるように、元文四年（一七三九）に増富願い出の訳は、年三度にては不繁昌のため、錢富を金富に直して、年六度の増富を許可されたし、延享五年（一七四八）は大火類焼により、再建のため毎月興行を願い出て、許可された。つまり、三度の定富年限の引上げではなかったのである。また、寛政一年（一七九九）三月一日には享保一三年から寛政二年（一七九〇）までの間、一年三度の興行は中絶なく興行していたかどうか照会があり、前回の応答と同様のことを書面にて再度提出している。

一方で、〔徳川禁令考 四十二 富突〕¹⁸の「富突并勸化之儀ニ付評議仕候趣申上候書付」によると、文政四年（一八二二）に至って、富興行に対する規制が緩和されるようになり、文政八年（一八二五）興行箇所が増加や一年三ヶ月の興行枠も変更され、一ヶ月に十五口、総数では四十五口までの興行を許可した。そして、その中には、谷中天王寺、牛込寶泉寺、日光准后・日光東叡の両山、増上寺、仁和寺宮、紀州熊野三山、熱田、撰州四天王寺、太秦安養寺などの富突興行は除外されている。同じく、文政四年の〔寺社奉行旧記〕¹⁹の「富勸化之儀ニ付御書取之趣、評議仕申上候書付」においても、感應寺だけは富突の御免十ヶ所の条件の対象外とされている。

このように、感應寺はその由緒ゆえに、規制枠の例外的な扱いを受

けていたことは確かであるが、願書において同寺が論うような来歴の具体的な内容までは把握していなかったといえる。

先の〔徳川禁令考 四十二 富突〕の「富突并勸化之儀ニ付評議仕候趣申上候書付」では、天保一三年の規制に際して、次のような判断が下されていることがわかる。

（前略）谷中天王寺、牛込寶泉寺、富停止之節も興行致し候趣に相見、寛政以来改革之節も惣数之外ニ相成居、併右ハ何故と申儀も不相分、貧寺又は檀家少等之申立ハ、天王寺外壱箇寺ニ限候儀も無之、元より寺社助成筋ハ、堂舎破損等之模様次第、代々事実相当之場合を以、被及御沙汰可然儀ニ而年季明之節々、定式御免有之候而ハ、おのづから外寺社之妨ニも相成候筋可有之一体之御所置相当とも難申哉二付、（後略）

つまり、谷中天王寺、牛込寶泉寺は、停止令の折にも興行が許され、改革時の規制枠からも除外されてきたが、その理由は不明確である。本来富突は「堂舎破損等之模様次第」で沙汰に及ぶものであって、「貧寺又は檀家少等之申立」は天王寺などに限ったことではない。由緒とはいえ形式的に許可をしておいては他寺社の沙汰にも妨げになるので、今までの処置は妥当とはいえないというのである。

こういった幕府の判断には、世情に流されない明晰な論理があり、「富興行一件記」の内容からは窺えない、執政者としての客観的な観点が見出せる。

- (1) 台東区教育委員会社会教育・体育課『富興行一件記Ⅰ』（台東区文化財報告集第十一集）、台東区教育委員会、平成三年。同『富興行一件記Ⅱ』（台東区文化財報告集第十三集）、台東区教育委員会、平成四年。
- (2) 浦井正明「天王寺（感應寺）富突考」（大久保良順先生傘寿記念論文集刊行会編『大久保良順先生傘寿記念論文集 仏教文化の展開』、山喜房書林、平成六年）。浦井正明「御免富——その不正と事故——」（西山松之助編『江戸町人の研究』、吉川弘文館、平成一八年）
- (3) 秋里雛島『撰津名所図会』第二卷（臨川書店、平成八年）
- (4) 荒木豊三郎『富札考』（昭和三七年）
- (5) 箕面市史編集委員会編、箕面市役所、昭和四十一年。
- (6) 御觸及口達「福富興行之節、富・博突ニ紛數儀致問敷事」（大阪市立中央図書館市史編纂室『大阪編年史』第二十三卷、大阪市立中央図書館、昭和五二年）
- (7) 「續正寶事録」にある享保一五年四月二二日の町年寄から年番名主への通達によると、「仁和寺御門迹屋形向」修復のため、「三ヶ年之間、正・五・九月、毘沙門天富突」が許可されたことが記されている。（『古事類苑 法律部三』吉川弘文館、昭和四四年）
- (8) 大阪市、清文堂出版、昭和四〇年
- (9) 前掲、大久保良順先生傘寿記念論文集刊行会編『大久保良順先生傘寿記念論文集 仏教文化の展開』、山喜房書林、平成六年
- (10) 「富興行一件記 壺」に取められている宝泉寺富興行の記録によれば、「享保十三年申年富突御停止被 仰出御府内新規ニ富有之候寺々遠慮逼塞等 仰付候處谷中感應寺戸塚寶泉寺右両寺之儀ハ數年富突来由緒有之候ニ付唯今迄之通富突御免被成下候」とあり、享保一三年の富突停止令が出た折に、感應寺と宝泉寺だけはその由緒から興行を許されている。
- (11) 注(9) 参照。
- (12) しかるに、浦井正明氏は「御免富——その不正と事故——」（前掲注2 参照）の第四章第一節で文化八年八月一八日の興行時に発生した「掛銅外れ事故」に関し注1において、「感應寺の富突は俗にいう「常打ち」で、毎月十八日と定められていた。」と記されている。「富興行一件記 壺」の原文を見ると、この事故は、文化五年に公許され感應寺で行なわれた「日光御門主」輪王寺宮が願い出た富突（上野富）ではないかと推察する。
- (13) 「天王寺（感應寺）富突考」（大久保良順先生傘寿記念論文集刊行会編『大久保良順先生傘寿記念論文集 仏教文化の展開』、山喜房書林、平成六年）。
- (14) しかし、天保七年八月一五日には、「檜物町惣七店庄兵衛煩ニ付代市右衛門」より「天王寺御役人衆中様」宛に、「去ル巳年」（天保四年）以来五〇枚宛の富札を頂戴していたが、去年七月より三〇枚枚になつた。二〇枚も減らされては難渋至極のため、従来どおり五〇枚頂戴したい旨の願書が出されている。「惣七店」は明らかに富札屋と考えられ、天保期には天王寺と一定の關係を持つ富札屋があったことが窺える。
- (15) 原島洋一「富籤」（講座日本風俗史 第十二卷、雄山閣、昭和三四三年）
- (16) ただ、浦井氏は、「当り札読損ない事件」の説明箇所で、「間違いに気付いた感應寺側は、直ちにその処置について検使役に問い合わせたところ、五十番まで突いてしまつてから（ちょうど半分済んだところ）であらためて読み直せとの指示を受けた。」とあるが、文政五年といえ、出札を五十枚から百枚に仕法替をした文政六年の一年前であるから、五十番目は突留である。
- (17) しかし、この記録は「富興行一件記 三」に掲載された順序からすれば文政四年巳年十月と考えられるが、文政四年は出札が五十枚から百枚に仕法替えされる文政六年より前であるから矛盾が生じる。そのことから考えると、文政四年より後の巳年の記録のところ、収録するときに順序を間違えたのだろうか。
- (18) 『古事類苑 法律部三』、吉川弘文館、昭和四四年。

(19) 前掲注一八に同じ。